

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
 (平成十六年六月二日法律第七十八号) (抜粋)

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

- 2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 主務大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地、水面又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

- 2、3 (略)
- 4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。この場合において、第十三条第四項中「官報」とあるのは、「地方公共団体の公報」と読み替えるものとする。

＜伊豆大島におけるキョン防除事業について＞

近年、伊豆大島において特定外来生物であるキョンが増加しており、大島町の特産物であるアシタバ等を食べて被害を及ぼしているほか、絶滅危惧種のキンラン等も食べることから、生態系にも影響を与えています。

東京都では、平成 19 年度から防除実施計画に基づく防除事業を実施しています。平成 29 年の推定生息数は 17,109 頭(階層ベイズ法により推定した中央値)でした。当該年度に年間推定増加数(中央値)相当の 3,541 頭を捕獲し、増加に歯止めがかかり推定生息数が横ばいになった状況です。

(平成 30 年 6 月報道発表)



キョン(雄)体高 40cm 程度